

第2章 真岡市環境基本計画について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成14年6月に「真岡市環境基本条例」を制定し、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めました。そしてその基本理念※1の実現に向けて、平成17年2月に「真岡市環境基本計画（第1次）」を策定し、持続的発展が可能な環境都市づくりを進めてきました。

平成27年度、この環境基本計画の計画期間が満了となることから、環境に関する社会情勢の変化を踏まえ、生物多様性の保全など新たな課題に対応し、環境施策をより一層効果的に推進していくため、「第2次真岡市環境基本計画」を策定しています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の計画や施策、事業を環境の面から横断的にとらえた総合的な計画として、「市勢発展長期計画」に示されている将来像を、環境面から効果的に推進するための目標や施策の方針を示します。

また、「真岡市都市計画マスタープラン」などの他分野における基本計画に対しても、環境面から連携を図っていくものとし、市の施策は、本計画の基本的な方向に沿って実施していきます。

(3) 計画の期間

「真岡市環境基本計画（第1次）」は、平成17年度から平成27年度までの11年間でした。「第2次真岡市環境基本計画」は、平成28年度から令和7年度を目標年次とする10年間です。

(4) 計画の主体と役割

環境基本計画は、本市の環境保全に関する施策の基本となるものであり、計画を着実に推進するためには、市民、事業者、行政の各主体の協働により進めていく必要があります。各主体は、それぞれの立場において環境保全に努め、環境への負荷を低減するとともに、相互に連携や協力をして環境保全の活動や施策を自主的かつ積極的に行うことが求められます。

(5) 計画の目標と施策

「真岡市環境基本計画（第1次）」は、それを実現するため、次の4つの基本目標を掲げました。

- 1 健全な生活環境の中で暮らせるまち
- 2 自然や文化にふれあえるまち
- 3 みんなで考え行動するまち
- 4 地球環境の保全に取り組むまち

「第2次真岡市環境基本計画」においても、望ましい環境像を第1次計画と同様とし、4つの基本目標を掲げています。そして、基本目標の下に12の基本施策と26の個別施策を展開し、望ましい環境像の実現に取り組んでいきます。

第2次真岡市環境基本計画の目標と施策の体系

基本目標	基本施策	個別施策
循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち 【循環型社会と地球環境】	ごみの適正処理	ごみの発生抑制と適正処理
		不法投棄、野外焼却の防止
		環境マナー意識の向上
	資源の循環利用の推進	資源の循環利用の推進
	地球温暖化対策の推進	効率的なエネルギー利用の推進
自然や文化にふれあえるまち 【自然・文化】	自然環境の保全	森林の保全
		水辺環境の保全
		生態系の保全
		農地の保全
	まちなかの緑の確保と景観形成	公園緑地の整備・保全
		緑化の推進
		景観の形成と保全
	歴史的・文化的遺産の保存	文化財の保護
歴史・文化の継承と活用		
健全な生活環境の中で暮らせるまち 【生活環境】	大気環境の保全	大気汚染の防止
	水、土壌・地盤環境の保全	水質汚濁の防止
		地下水、土壌の汚染防止
		地盤沈下の防止
	騒音・振動・悪臭の防止	騒音・振動・悪臭対策
	化学物質等への対応	化学物質への対応
放射性物質への対策		
みんなで考え行動するまち 【学習・協働】	環境教育・環境学習の推進	自然・環境学習関連施設の事業の推進
		環境学習の様々な機会の提供と支援
	環境保全活動の推進	環境保全に関する情報の共有
		各主体の環境保全活動の支援
		協働による環境保全活動の推進

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

毎年度、目標の達成状況を市役所内の環境基本計画推進会議で確認し、「真岡市の環境（真岡市環境基本計画年次報告書）」に掲載します。そして、真岡市環境審議会に報告するとともに、市の広報やホームページにより公表します。環境審議会では計画の進捗状況を点検・評価し、課題や取組方針等について提言をし、市は施策に反映させていきます。

なお、目標の達成状況については、次の4段階で評価しています。

- ◎：目標値を達成したもの
- ：目標値は未達成だが、前年度より改善したもの
- △：目標値は未達成だが、前年度を維持したもの
- ▲：目標値が未達成で、前年度より改善していないもの